

山陽小野田市短期集中型（訪問型サービスC）事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、山陽小野田市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成29年山陽小野田市規則第14号）第3条第1号ア（オ）に規定する短期集中型（訪問型サービスC）（以下「短期集中型」という。）の事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（実施主体）

第2条 短期集中型の実施主体は山陽小野田市とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる者に委託することができる。

（事業の一般原則）

第3条 短期集中型の事業を行う者（以下「事業者」という。）は、利用者（短期集中型を利用する者をいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、山陽小野田市地域包括支援センター、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 事業者は、サービスを提供するに当たっては、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めなければならない。

（基本方針）

第4条 短期集中型の事業は、理学療法士又は作業療法士が利用者の居宅を訪問して日常生活のアセスメントを行い、生活機能に関する問題を総合的に把握し、及び評価し、生活行為の改善を目的とした効果的な介護予防プログラムを短期間に集中的に実施することで、利用者の生活機能の向上を目指すものとする。

2 利用者の望む生活の実現のため、日常生活に支障のある生活行為を改善し、介護を要する状態になることを予防するとともに、利用者自らが介護予防の取組を継続するため、積極的に地域での活動に参加し、自立した生活ができるようになることを目的として実施するものとする。

(従業者の員数)

第5条 事業者が短期集中型を行う事業所（以下「事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

(管理者)

第6条 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者の責務)

第7条 事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 事業所の管理者は、当該事業所の従業者にこの要綱の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 事業所の管理者は、山陽小野田市地域包括支援センター等に対し短期集中型の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第8条 事業者は、利用者に対し適切な短期集中型を提供できるよう、事業所ごとに、従業者等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者等によって短期集中型を提供しなければならない。

3 事業者は、従業者等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要

かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第9条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、従業者等に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(設備、備品等)

第10条 事業所には、事業運営及び短期集中型の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

(個別サービス計画の作成)

第11条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、短期集中型の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した短期集中型の個別支援計画（以下「サービス計画」という。）を作成するものとする。

(内容及び手続の説明並びに同意)

第12条 事業者は、短期集中型の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、第14条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得なければならない。

(サービス計画に沿ったサービスの提供)

第13条 事業者は、サービス計画に沿ったサービスを提供しなければならない。

(運営規程)

第14条 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事

項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 短期集中型の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項
(介護予防支援事業者等との連携)

第15条 事業者は、短期集中型を提供するに当たっては、介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 事業者は、短期集中型の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(提供拒否の禁止)

第16条 事業者は、正当な理由なく短期集中型の提供を拒んではならない。

(衛生管理等)

第17条 事業者は、従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 事業者は、事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をお

おむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図ること。

(2) 当該事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。

(3) 当該事業所において、従業者等に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

(秘密保持等)

第18条 事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、サービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第19条 事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情への対応)

第20条 事業者は、提供した短期集中型に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、提供した短期集中型に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若し

くは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 事業者は、市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携)

第21条 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した短期集中型に関する利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市が実施する事業に協力するように努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第22条 事業者は、短期集中型を提供しているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第23条 事業者は、利用者に対する短期集中型の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する短期集中型の事業により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第24条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該事業所において、従業員等に対し虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(記録の整備)

第25条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 事業者は、利用者に対する当該事業の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第11条に規定する介護予防サービス計画、個別支援計画書、評価及び提供した具体的なサービス内容等の記録

(2) 第20条に規定する苦情の内容等の記録

(3) 第23条に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(揭示)

第26条 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(電磁的記録等)

第27条 事業者及び短期集中型の事業に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの

（第11条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 事業者及び短期集中型の事業に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、

締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（受給資格等の確認）

第28条 事業者は、短期集中型の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援又は事業対象者認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会の意見に配慮して、短期集中型を提供するように努めなければならない。

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第29条 事業者は、短期集中型の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に短期集中型を受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該短期集中型を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該短期集中型に相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要な短期集中型等が継続的に提供されるよう、介護予防支援事業者、他の事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（その他）

第30条 この要綱に定めるもののほか、短期集中型の事業の基準に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月18日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、第3条第3項及び第22条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、第9条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、第17条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。